



Naoki Kumazawa

熊沢直紀 議員

Q・北朝鮮のミサイル対策を

A・近隣市町と歩調を合わせ対応

昨今の北朝鮮のICBM(大陸間弾道ミサイル)発射実験や核実験の状況を考えると、今にも再戦は避けられないような状況である。そんな緊迫している北朝鮮状況において、各地方自治体では、北朝鮮の弾道ミサイル発射を想定した避難訓練が行われている。また、廃線となり、現在は使われていないトンネルをミサイル落下の避難場所として、共同利用する覚書を交わした地域もある。

Q 平成16年に国民保護法が制定された。正式名は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」で、有事の際に住民を避難、救援するのは地方自治体の役割であると明記されている。

各市町で北朝鮮ミサイルに対する避難訓練

A 総務部長

国、県と情報を共有し、近隣市町と歩調を合わせて対応し、総合防災訓練の中にも避難訓練を取り入れていく。

Q 石川県はホームページに「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について」の掲載があるが、本町においても掲載する必要があるのではないか。

A 総務部長

9月1日付で既に掲載をした。また、ケーブルテレビのデータ放送にも掲載をした。

Q 万がミサイルが飛来してきた場合、ミサイル爆発時の衝撃に耐えるには、鉄筋コンクリート製の建物

等に避難する必要があると思われる。町内の民間ビル所有者との覚書も必要ではないか。

A 総務部長

災害時の包括的な協定書の中で検討していく。



▲とるべき行動をHPに掲載